

特別養護老人ホーム ふれあいの泉（指定短期入所生活介護）  
サービス利用料金表

介護保険適用サービス

①基本サービス/介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
併設型ユニット型短期入所生活介護費（1）	762/1,524/2,286円	836/1,672/2,508円	917/1,835/2,751円	994/1,980/2,982円	1,069/2,136/3,207円

※左から1割負担・2割負担・3割負担：1日あたり

加算サービス名称	負担額/日	サービス内容（算定要件）
② 提供体制加算（Ⅱ）	18 単位/日	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が60%以上。
看護体制加算Ⅲイ	12 単位/日	看護師を常時必要数、配置しています。利用者総数のうち介護3以上が70パーセント以上。
夜勤職員配置加算Ⅱ	18 単位/日	夜勤の介護職員数が、最低基準を1人以上上回っている。
送迎加算	184 単位/片道	サービス利用に伴い送迎を行った場合。
③ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の14.0パーセント

注：鎌倉市の場合、介護保険法で規定される単位/日に10.83を乗じた額の1割が1日の利用者負担額となります（端数切り上げ）。

介護保険適用外サービス

サービス名称	減額段階	減額要件+資産要件	負担額
食費	第1段階	市町村民税非課税の老年福祉年金受給者、生活保護受給者等	300円/日
	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつその他の所得金額と年金収入の合計が80万円以下。本人の預貯金等が650万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,650万円以下）	600円/日
	第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税かつ所得金額と年金収入の合計が80万円超120万円以下。本人の預貯金等が550万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,550万円以下）	1,000円/日
	第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税かつ所得金額と年金収入の合計が120万円を超える。本人の預貯金等が500万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,500万円以下）	1,300円/日
	第4段階	上記に該当しない方	1,700円/日

サービス名称	減額段階	減額要件+資産要件	負担額
居住費 (ユニット型)	第1段階	市町村民税非課税の老年福祉年金受給者、生活保護受給者等	820円/日
	第2段階	市町村民税非課税かつ年金等収入80万円以下。本人の預貯金等が1,000万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて2,000万円以下）	820円/日
	第3段階①	市町村民税非課税かつ年金等収入80万円以上。本人の預貯金等が1,000万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて2,000万円以下）	1310円/日
	第3段階②	市町村民税非課税かつ年金等収入80万円以上。本人の預貯金等が1,000万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて2,000万円以下）	1310円/日
	第4段階	上記に該当しない方	2,720円/日

1日あたりご利用料金

減額段階	減額要件	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	各制度利用後、食費のみ。	2,302 円/日	2,385 円/日	2,476 円/日	2,563 円/日	2,647 円/日
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつその他の所得金額と年金収入の合計が80万円以下。本人の預貯金等が650万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,650万円以下）	2,602 円/日	2,685 円/日	2,776 円/日	2,863 円/日	2,947 円/日
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税かつ所得金額と年金収入の合計が80万円超120万円以下。本人の預貯金等が550万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,550万円以下）	3,492 円/日	3,575 円/日	3,666 円/日	3,753 円/日	3,976 円/日
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税かつ所得金額と年金収入の合計が120万円を超える。本人の預貯金等が500万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,500万円以下）	3,702 円/日	3,745 円/日	3,745 円/日	3,923 円/日	4,016 円/日
第4段階	いずれにも該当しない方	5,601 円/日	5,715 円/日	5,776 円/日	5,863 円/日	5,947 円/日
第4段階 (2割)	年収が1人暮らしで280万円以上340万円未満、夫婦で346万円以上463万円未満の方	6,743 円/日	6,909 円/日	7,092 円/日	7,265 円/日	7,433 円/日
第4段階 (3割)	年収が1人暮らしで340万円以上、夫婦で463万円以上の方	7,885 円/日	8,493 円/日	8,408 円/日	8,668 円/日	8,920 円/日

\* この料金には、個別に加算されるサービス料金は含まれていません。

\* 食費の内訳 朝食… 490円 昼食… 580円 夕食… 570円 おやつ…60円

特別養護老人ホーム ふれあいの泉（指定介護予防短期入所生活介護）

サービス利用料金表

介護保険適用サービス

①基本サービス/介護度	要支援 I	要支援 II
併設型ユニット型短期入所生活介護費（I）	573円・1146円・1719円	710円・1420円・2130円

※左から1割負担・2割負担・3割負担：1日あたり

加算サービス名称	負担額/日	サービス内容（算定要件）
②提供体制加算（II）	18 単位/日	介護職員総数のうち、介護福祉士が60パーセント以上です。
③送迎加算	184 単位/片道	サービス利用に伴い送迎を行った場合。
④介護職員処遇改善加算（I）	単位/日	所定単位数の14.0パーセントを加算。

注：鎌倉市の場合、介護保険法で規定される単位/日に10.83を乗じた額の1割が1日の利用者負担額となります（端数切り上げ）。

介護保険適用外サービス

サービス名称	減額段階	減額要件+資産要件	負担額
食費	第1段階	市町村民税非課税の老年福祉年金受給者、生活保護受給者等	300円/日
	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつその他の所得金額と年金収入の合計が80万円以下。本人の預貯金等が650万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,650万円以下）	600円/日
	第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税かつ所得金額と年金収入の合計が80万円超120万円以下。本人の預貯金等が550万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,550万円以下）	1,000円/日
	第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税かつ所得金額と年金収入の合計が120万円を超える。本人の預貯金等が500万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,500万円以下）	1300円/日
	第4段階	上記に該当しない方	1,700円/日

サービス名称	減額段階	減額要件+資産要件	負担額
居住費 (ユニット型)	第1段階	市町村民税非課税の老年福祉年金受給者、生活保護受給者等	820円/日
	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつその他の所得金額と年金収入の合計が80万円以下。本人の預貯金等が650万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,650万円以下）	820円/日
	第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税かつ所得金額と年金収入の合計が80万円超120万円以下。本人の預貯金等が550万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,550万円以下）	1,310円/日
	第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税かつ所得金額と年金収入の合計が120万円を超える。本人の預貯金等が500万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,500万円以下）	1,310円/日
	第4段階	上記に該当しない方	2,720円/日

1日あたりご利用料金

減額段階	減額要件	要支援 I	要支援 II
第1段階	市町村民税非課税の老年福祉年金受給者、生活保護受給者等	2,151 円/日	2,206 円/日
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつその他の所得金額と年金収入の合計が80万円以下。本人の預貯金等が650万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,650万円以下）	2,351 円/日	2,506 円/日
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税かつ所得金額と年金収入の合計が80万円超120万円以下。本人の預貯金等が550万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,550万円以下）	3,241 円/日	3,396 円/日
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税かつ所得金額と年金収入の合計が120万円を超える。本人の預貯金等が500万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて1,500万円以下）	3,331 円/日	3,486 円/日
第4段階	いずれにも該当しない方	5,351 円/日	5,506 円/日
第4段階 (2割)	年収が1人暮らしで280万円以上340万未満、夫婦で346万円以上463万未満の方	6,242 円/日	6,552 円/日
第4段階 (3割)	年収が1人暮らしで340万円以上、夫婦で463万円以上の方	7,133 円/日	7,597 円/日

\* この料金には、個別に加算されるサービス料金は含まれていません。

\* 食費の内訳 朝食… 490円 昼食… 580円 夕食… 570円 おやつ…60円